第二千七百七十五号

成三十年

木

山梨県告示第七十二号

 \mathbb{H}

先まで

三月十五 日

曜

所において、この告示の日から平成三十年四月五日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

平成三十年三月十五日

山梨県知事

後

藤

斎

九

公

告

示

目

次

種道 類路 般 国 0 百四十号 路 線 名 地先まで出れている。地先まで地先まで 区 二番四 一地先 間 (メ メ ー Ŧi. 八〇・二 心長 三平成二· 期供 日用 開 一十 十 一年 始 0

教育委員会

 ○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出 ○大規模小売店舗の名称等の変更の届出(三件)

(三件)

: 九 八

: 九 五

道

九九四一

○随意契約の相手方の決定について………………………………………………九八

告

不

山梨県告示第七十一号

覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、 道路法 (峡北支所を除く。) (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 において、 この告示の日から平成三十年四月五日まで一般の縦 山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 次のとおり道

平成三十年三月十五日

山梨県知事

藤

斎

後

県道 種道類路の 甲府韮崎線 路 線 名 | 甲斐市下今井字古町一地先から | 甲斐市下今井字古町一 X 一七七番地 一七一番六 間 (メ メ ー・ 二八・八 . ル長 三月十九日平成三十九日 期供日用 開始 日车

Щ

梨 県

公

報

第二千七百七十五号

平成三十年三月十五日

山梨県告示第七十三号

九 九 九 八 八

設事務所吉田支所において、この告示の日から平成三十年四月五日まで一般の縦覧に供 路の供用を開始する。その関係図面は、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 次のとおり道

平成三十年三月十五日

山梨県知事 後 藤

斎

県道	種道 類路 の
線河口	路
湖精	線
進	名
撞戸一五三一番四地先ま南都留郡富士河口湖町大ヶヶ本留郡富士河口湖町大か南都留郡富士河口湖町大か南都留郡富士河口湖町大	X
ま大か大 で石字 鐘	間
二〇四・一	(メートル) 延 長
三月 月 十 五 日 年	期日開始の

公 告

大規模小売店舗の名称等の変更の届出

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一 号 第六条第一 項の規定による届出 が

あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公 Щ

平成三十年三月十五日

告し、及び縦覧に供する。

後

斎

届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹

山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

届出の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ塩山店

山梨県甲州市塩山下於曽千三百二十五

変更した事項

大規模小売店舗の名称

名称 ホーム	変更事項 変更前
店ホームセンターくろがねや塩山	139
ケーズデンキ塩山店	変更後

(二) 表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代

変更前	変更後	
 株式会社くろがねや	DCMくろがねや株式会社	
代表取締役 堀込丹	代表取締役 堀込丹	
山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十	山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十	
八号	八号	

 (Ξ) あっては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

変更前 変更後

> 未定 Ŧī. 山梨県甲府市丸の内一丁目二十一番十 代表取締役 株式会社岡島 浦部保仁

変更の年月日 平成二十八年十二月一日外

3

三 届出年月日 平成三十年三月五日

縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

センター

Ŧi.

四

縦覧期間 この公告の日から平成三十年七月十七日まで

大規模小売店舗の名称等の変更の届出

告し、及び縦覧に供する。 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が

平成三十年三月十五日

届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 山梨県知事 堀込丹

斎

DCMくろがねや株式会社 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号 代表取締役

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターくろがねや甲州店

山梨県甲州市勝沼町山字西田門百八十五番地二外

2 変更した事項

大規模小売店舗の名称

名称	変更事項
や甲州店(仮称)ホームセンターくろがね	変更前
州店	変更後

 (\Box) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代

表者の氏名

変更前	変更後
株式会社くろがねや	DCMくろがねや株式会社
代表取締役 堀込丹	代表取締役 堀込丹
山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十	山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十
八号	八号

 (Ξ) あっては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

変更前	変更後
株式会社くろがねや	DCMくろがねや株式会社
代表取締役 堀込丹	代表取締役 堀込丹
山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十	山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十
八号 外一者	八号 外一者

3 変更の年月日 平成二十八年十二月一日外

届出年月日 平成三十年三月五日

センター 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

五. 縦覧期間 この公告の日から平成三十年七月十七日まで

大規模小売店舗の名称等の変更の届出

告し、及び縦覧に供する。 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が

平成三十年三月十五日

山梨県知事

斎

届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

Щ

梨

県

公

報

第二千七百七十五号

平成三十年三月十五日

二 届出の概要

ホームセンターくろがねや富士川店 大規模小売店舗の名称及び所在地 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町八百六十七番一外

2 変更した事項

大規模小売店舗の名称

名称	変更事項
や富士川店(仮称)ホームセンターくろがね	変更前
士川店ホームセンターくろがねや富	変更後

表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代

変更前	変更後
八号	八号 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十 仕表取締役 堀込丹 DCMくろがねや株式会社

 (\equiv) あっては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

変更前	変更後
十八号	十八号
山梨県甲府市中小河原一丁目十三番	山梨県甲府市中小河原一丁目十三番
代表取締役 堀込丹	代表取締役 堀込丹
株式会社くろがねや	DCMくろがねや株式会社

3 変更の年月日 平成二十八年十二月一日外

三 届出年月日 平成三十年三月五日

兀 センター 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

Ŧi. 縦覧期間 この公告の日から平成三十年七月十七日まで

大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

告し、及び縦覧に供する。 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が

平成三十年三月十五日

山梨県知事

斎

Ħ.

届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹

山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

くろがねやスーパーデポー宮店

山梨県笛吹市一宮町竹原田字川原口丁千三百六十番外

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代

表者の氏名

変更前	変更後
八号 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十 代表取締役 堀込丹 堀込丹	八号 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十 代表取締役 堀込丹 DCMくろがねや株式会社

 $(\underline{})$ あっては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

亦
変更前
変更後

|代表取締役||堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十 株式会社くろがねや 外一者

|山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十 代表取締役 堀込丹 DCMくろがねや株式会社

3 変更の年月日 平成二十八年十二月一日外

Ξ 届出年月日 平成三十年三月五日

几

センター 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

縦覧期間 この公告の日から平成三十年七月十七日まで

大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

告し、及び縦覧に供する。 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が

平成三十年三月十五日

山梨県知事

斎

届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹

山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

二 届出の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

くろがねやスーパーデポ韮崎店

山梨県韮崎市藤井町南下條字下河原百五十二番地外

2 変更した事項

表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代

変更前		変更後
山梨県甲府市中小河原 株式会社くろがねや	岩中小河原一丁目十三番十分がねや	山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十代表取締役 堀込丹DCMくろがねや株式会社

八号 八号

あっては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

3 変更の年月日 平成二十八年十二月一日

届出年月日 平成三十年三月五日

四 センター 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

五. 縦覧期間 この公告の日から平成三十年七月十七日まで

大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

告し、及び縦覧に供する。 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が

平成三十年三月十五日

山梨県知事

斎

届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹

山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

くろがねや田富モール

山梨県中央市山之神字流通団地三千三十三番五外

2

Щ

梨

県

公

報

第二千七百七十五号

平成三十年三月十五日

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代

特定計量器 対象となる

検査年月日

検査時間

検査会場

表者の氏名

変更前	変更後
八号 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十二代表取締役 堀込丹 保式会社くろがねや	八号山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十代表取締役「堀込丹のCMくろがねや株式会社

あっては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

変更前変更後
○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計○計

3 変更の年月日 平成二十八年十二月一日

三 届出年月日 平成三十年三月五日

四 センター 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

Ŧi. 縦覧期間 この公告の日から平成三十年七月十七日まで

特定計量器の定期検査の実施

特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。 計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、平成三十年度前期

平成三十年三月十五日

山梨県知事 後 藤

斎

区域 実施機関

Щ

						もり う ひ て オ	予嗣及びおを除く。)、 を除く。)、	は 条 第 二 号 こ 子 こ 子 こ 子 こ 子 こ 子 こ 子 こ 子 こ 子 こ 子 こ	第三百二十 施行令(平 施行令(平 を)の令
) 	平成三十年五	月七日平成三十年五	月二十六日平成三十年四	月二十四日 平成三十年四	月二十三日	月二十日平成三十年四	月十九日平成三十年四	月十七日平成三十年四	月十六日平成三十年四
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	午前十時から	ら午後三時ま	司	闰	同	同	同	同	午前十時から
4 1 5		基幹集落セ 山梨市三富	館の名さと会	同	同	同	同	闻	市民会館
	同	旧牧丘町 富村及び 立ち旧三	同	同	同	同	闰	同	旧大和村 ア州市の ア州市の
	同	同	司	同	同	同	同	同	会 山梨県計量協 協

平成三十年五	月二十八日	月二十五日	月二十四日	月二十二日平成三十年五	月二十一日平成三十年五	月十八日 平成三十年五	月十七日平成三十年五	月十五日平成三十年五	月十四日平成三十年五	月十一日平成三十年五	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	司
间	同	一 宮 支 所	闰	闻	同	御坂支所	八代支所	境川支所	南館 笛吹市役所	春日居支所	同
同	ĪĪ	団	□	闰	፲፲	団	□	ĪĪ	団	笛吹市	同
同	同	同	审	同	同	同	同	同	同	审	司

	月十四日平成三十年六	月十二日平成三十年六	月十一日平成三十年六	月八日平成三十年六	月七日平成三十年六	月五日平成三十年六	月四日	月一日平成三十年六	月三十一日平成三十年五	月二十九日
	田	司	午後二時まで	同	午後三時まで	でいた。日本の一でである。日本の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の	までら午後二時半	午後三時まで	で ら午後二時ま か	
	本庁舎 場延町役場	身延支所	地区公民館	同	会館	化センター	早川町役場	豊富庁舎所	高吹市芦川 合センター	
	闰	闰	身延町	同	富士川町	南部町	早川町	富村 中央市の	同	
_	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

Ш

備考 検査時間は、 正午から午後一時までの間を除く

県営土地改良事業の工事の完了

十四日をもって完了した。 県営土地改良事業(小笠原地区農地環境整備事業)の工事は、 平成二十九年十一月二

平成三十年三月十五日

公共測量の終了

斎

山梨県知事 後 藤

ので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 第二項の規定により甲府市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けた 測量法 平成三十年三月十五日 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

山梨県知事 後 藤

斎

測量の種類 公共測量(航空写真撮影

測量の地域 甲府市

三 測量の期間 平成二十九年十一月一日から平成三十年二月二十七日まで

都市計画法 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成三十年三月十五日

山梨県知事 後

三百二十三の一、二千三百二十三の二、二千三百二十五の三、二千三百二十六の二、 四千百九十二の一から四千百九十二の四まで、四千百九十九及び四千百九十九の二、 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 韮崎市本町三丁目二千三百二十二、二千

二 公共施設の種類、 位置及び区域

道並びに水の区域

水路	公共施設の種類
次の図のとおり	位置及び区域

(「次の図 は、 省略、 Ļ その図面及び関係書類を中北建設事務所及び韮崎市役所

に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 式会社 代表取締役 雨宮正英 甲府市飯田三丁目二番三十四号 山梨交通株

開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成三十年三月十五日

山梨県知事

の一部、八百六十五の一の一部及び八百六十七の一部の区域 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 笛吹市一宮町東原字並木八百六十三の二

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名 笛吹市一宮町東原八百六十五番地 株式会社 代表取締役 前島忻治 大和工機

教育委員会

随意契約の相手方の決定について

で作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の 国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。 五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブ 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十

平成三十年三月十五日

山梨県立博物館

辺

副館長

随意契約に係る役務 山梨県立博物館総合情報システム保守及び運用支援業務一式

二 契約に関する事務を担当する所属

名称 山梨県立博物館

所在地 山梨県笛吹市御坂町成田千五百一番地

随意契約の相手方を決定した日 平成三十年二月二十七日

随意契約の相手方

○ 名称 NECプラットフォームズ株式会社

住所 東京都千代田区神田司町二丁目三番地

契約金額 四千七万八千八百円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

発行者 山 梨 県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株サンニチ印刷	山梨県公報
型の内一丁目六番一号の内一丁目六番号の内一丁目六番号の内一丁目六番号の内一丁目六番号の内一号の内一丁目六番号の内一丁目六番号の内一丁目六番号の内一丁目六番号の内一号の内一寸目六十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	示公 報
印刷所	I
印刷所	第二千七百七十五号
印刷所	
	平成三十年三月十五日
	二月十五日
市北口二丁目六番	
丁 目 六 番	
	100
	0